

静岡県告示第402号

静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年静岡県告示第1004号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月23日

静岡県知事 鈴木 康 友

別表貸付条件の欄中 「短期運転資金 年1.65パーセント」を 「短期運転資金 年2.0パーセント」に、「1.75パーセント」を「2.4パーセント」に、「1.55パーセント」を「1.9パーセント」に、「長期運転資金 年1.65パーセント」を 「長期運転資金 年2.2パーセント」に、「1.35パーセント」を「1.7パーセント」に、「1.45パーセント」を「1.85パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の静岡県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（以下「新要綱」という。）別表の規定は、令和7年3月25日以後に貸し付けられた貸付資金（新要綱第4条の貸付資金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に貸し付けられた貸付資金については、なお従前の例による。